

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

## 徳島県条例第六十号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十一の項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に、「六千七百円」を「二万二千五百円」に改め、同表の四十二の項中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同表の四十三の項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年三月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更及び大麻草採取栽培者の免許証の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正法附則第七条の規定に基づき改正法第二条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項の免許の申請を行う者は、改正後の別表第一の四十一の項の規定の例により、手数料を納付しなければならない。